サモア独立国	平成十六年十月六日	平成十七年二月六日
ミャンマー連邦共和国	平成十六年十一月十七日	平成十七年三月十七日
セーシェル共和国	平成十六年十一月二十二日	平成十七年三月二十二日
中央アフリカ共和国	平成十七年十二月五日	平成十八年四月五日
カメルーン共和国	平成十八年三月二十日	平成十八年七月二十日
フィジー共和国	平成十八年四月十一日	平成十八年八月十一日
サントメ・プリンシペ民主共和国	平成十八年八月二十一日	平成十八年十二月二十一日
カザフスタン共和国	平成十九年一月二日	平成十九年五月二日
アラブ首長国連邦	平成十九年八月二十九日	平成十九年十二月二十九日
イラク共和国	平成十九年十月十七日	平成二十年二月十七日
ラオス人民民主共和国	平成二十二年五月二十八日	平成二十二年九月二十八日
ブータン王国	平成二十四年五月七日	平成二十四年九月七日
キリバス共和国	平成二十五年四月三日	平成二十五年八月三日
南スーダン共和国	平成二十五年六月十日	平成二十五年十月十日
クウェート国	平成二十七年五月五日	平成二十七年九月五日

平成二十七年九月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十四号

平成六年十二月七日にロンドンで作成された「千九百九十五年の穀物貿易規約」の有効期間は、その第三十三条2の規定に従い、平成二十九年六月三十日まで延長された。

（平成二十七年七月十日付け国際穀物理事会文書）

平成二十七年九月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十五号

平成二十七年八月十七日にナイロビで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

平成二十七年九月十五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ケニア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とケニア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十億円（四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款として、国家開発プログラム「ビジョン二千三十」の下でのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための計画（以下「計画」という。）においてケニア共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ケニア共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ケニア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)(c)　利子率は、年〇・二五パーセントとする。

支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、計画の実施を支援することを目的として、ケニア共和国政府の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　ケニア共和国政府は、ケニア共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をケニアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ケニア共和国政府の国家予算に編入される。

5　ケニア共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6　ケニア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ケニア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ケニア共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　ケニア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年八月十七日にナイロビで

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　寺田達志

ケニア共和国財務長官

ヘンリー・Ｋ・ロティッチ閣下

（ケニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年八月十七日にナイロビで

ケニア共和国財務長官

ヘンリー・Ｋ・ロティッチ

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　寺田達志閣下

○厚生労働省告示第三百七十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第四条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年九月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針

我が国の難病に関する施策は、昭和四十七年の「難病対策要綱」の策定を機に本格的に推進されるようになり、難病の実態把握や治療方法の開発、医療水準の向上、療養環境の改善及び難病に関する社会的認知の促進に一定の成果を挙げてきた。しかし、医療の進歩や、難病の患者及びその家族のニーズの多様化、社会及び経済状況の変化の中で、類似の疾病であっても、研究事業や医療費助成事業の対象とならないものが存在していたこと、医療費助成について都道府県の超過負担が続きその解消が強く求められていたこと、難病に対する国民の理解が必ずしも十分でないこと、難病の患者が長期にわたり療養しながら暮らしを続けていくための総合的な対策が求められていることなど様々な課題に直面していた。